

## ご契約に関する重要事項説明書

このたびは、株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)が取次として販売し、NTTアノードエナジー株式会社(以下「本小売電気事業者」といいます。)が小売電気事業者として電気を供給する「ドコモでんき」をお申込みいただき、ありがとうございます。本書面(以下「本重要事項説明書」といいます。)では、電気事業法第2条の13及び14に基づき、「ドコモでんき」のご提供にあたり、お客さまにご確認いただきたい事項を説明しております。お申込みの際には、「ドコモでんき供給約款」(以下「約款」といいます。)、本重要事項説明書、「ドコモでんき dポイント提供条件」およびお客さまの供給地点を管轄する一般送配電事業者または配電事業者(以下「一般送配電事業者等」といいます。))が定める「託送供給等約款」に記載の内容にあらかじめご了承いただいたうえで、お申込みください。なお、電気事業法第2条の13及び14に基づく「ドコモでんき」に関する契約締結前の説明および書面の交付ならびに締結後の書面の交付は、当社が適切と判断した方法(電子メールの送信、ウェブサイトのページへの掲載、CD-ROM等の記録媒体による方法を含みます。以下同じとします。)で行われることについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 取次事業者(お客さまとの需給契約の契約者)

株式会社NTTドコモ

〒100-6150 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー 代表取締役社長 前田 義晃

・本小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)を締結します。

## 小売電気事業者(電気の供給者)

NTTアノードエナジー株式会社(登録番号:A0653)

〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目4番1号 グランパークタワー 代表取締役社長 岸本 照之 03-6738-3222

(ドコモでんきのお申込み、ご契約等に関するお問い合わせは、下記のドコモでんきセンター連絡先へお願いいたします。)

・電気の供給は、本小売電気事業者から行われます。

・本小売電気事業者の連絡先:<https://www.ntt-ae.co.jp/contact/>

## お問合わせ先

お問い合わせの内容	連絡先	時間帯
ドコモでんきのお申込み、ご契約等に関するお問い合わせ先	ドコモでんき/ガスセンター 0120-048-360	午前9:00～午後8:00
停電などに関するお問い合わせ	一般送配電事業者等が公表しております。	

## 料金に関する重要事項

料金は、基本料金(または最低料金)、電力量料金、燃料費等調整額および再エネ賦課金のそれぞれから消費税相当額を除いた金額の合計に対し、消費税相当額を加えた金額となります。

ただし、基本料金は、まったく電気を使用しない場合は半額となります。

料金の算定期間は、「1月」を単位とし、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間(検針期間)です。

契約電流・契約容量を新設または増加した日から1年未満に解約や契約電流・契約容量を減少した場合、電気料金または工事費の精算に係る請求を行うことがあります。

## 電気料金

## ■ 電気料金表(すべて税込表示)

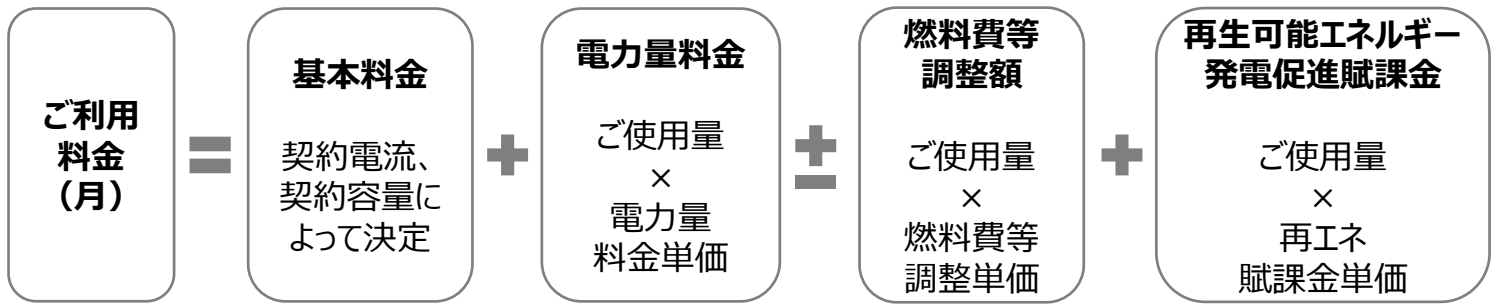
## Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	321円14銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	481円71銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	642円28銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	963円42銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	1,284円56銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,605円70銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	1,926円84銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	21円20銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	25円67銭	
	300kWh超過分	1kWh	28円62銭	
最低月額料金	1契約	277円09銭	ベーシック+500円	

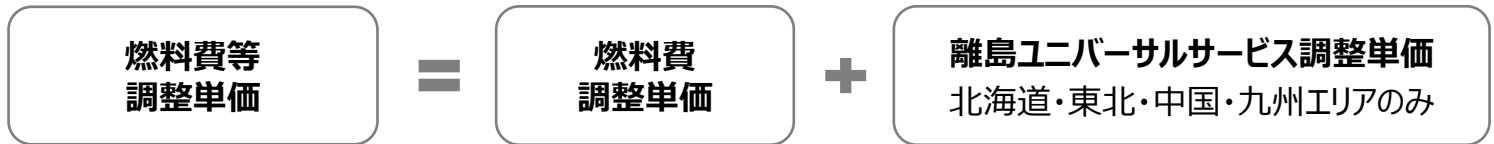
## Lプラン(従量電灯C相当)

	単位	ベーシック	グリーン
1kVA	321円14銭	ベーシック+500円	
1kWh	21円20銭		
1kWh	25円67銭		
1kWh	28円62銭		

## ■ 電気料金内訳



## ■ 燃料費等調整単価内訳

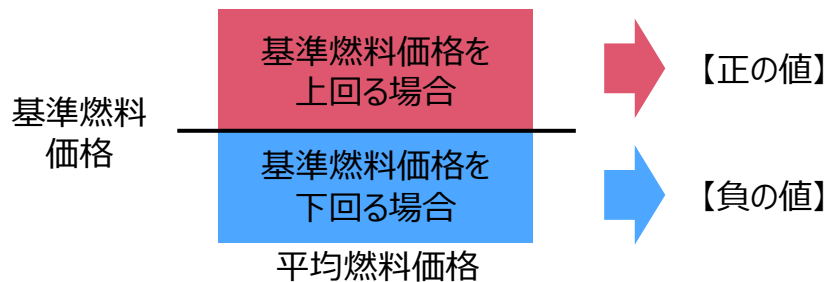


## ■ 燃料費等調整のプラス・マイナス調整

燃料費等調整単価 (①+②) が正の値の場合はプラス調整、負の値の場合はマイナス調整

### ① 燃料費調整単価

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$



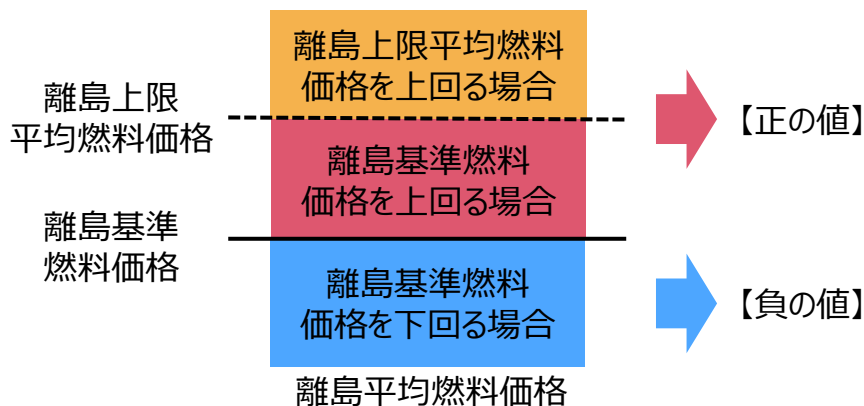
### ② 離島ユニバーサルサービス調整単価

【離島平均燃料価格が離島上限平均燃料価格以下の場合】

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

【離島平均燃料価格が離島上限平均燃料価格を上回る場合】

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島上限平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$



※平均燃料価格・離島平均燃料価格は、原油・LNG・石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格に基づき、毎月算定されます。

※基準燃料価格・離島基準燃料価格は、料金設定の前提となる平均燃料価格のことをいいます。

※燃料費調整単価に上限はありません。

## ■ 計算例

### <モデル>

例	エリア : 中部エリア プラン : ドコモでんき Basic 契約種別 : Mプラン (契約電流 : 40A) 使用量 : 330kWh
	燃料費等調整単価 : 1.26円/kWh <sup>※1</sup>  再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 : 4.18円/kWh <sup>※2</sup>
基本料金または最低料金	(基本料金) 1,284円 <sup>※3</sup> ÷ 1.1 = <b>1,168円</b> <sup>※4</sup>
電力量料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>                     ・&lt;最初の120kWhまで&gt; :                     <math display="block">21.20\text{円/kWh} \times 120\text{kWh} = 2,544\text{円}^{\text{※3}}</math> <math display="block">2,544\text{円} \div 1.1 = \underline{2,313\text{円}}^{\text{※4}}</math> </li> <li>                     ・&lt;120kWhをこえ300kWhまで&gt; :                     <math display="block">25.67\text{円/kWh} \times (300 - 120\text{kWh}) = 4,620\text{円}^{\text{※3}}</math> <math display="block">4,620\text{円} \div 1.1 = \underline{4,200\text{円}}^{\text{※4}}</math> </li> <li>                     ・&lt;300kWh超過分&gt; :                     <math display="block">28.62\text{円/kWh} \times (330 - 300\text{kWh}) = 858\text{円}^{\text{※3}}</math> <math display="block">858\text{円} \div 1.1 = \underline{780\text{円}}^{\text{※4}}</math> </li> </ul> <p><b>電力量料金合計 : 7,293円</b></p>
燃料費等調整額	$1.26\text{円/kWh} \times 330\text{kWh} = 415\text{円}^{\text{※3}}$ $415\text{円} \div 1.1 = \underline{378\text{円}}^{\text{※4}}$ <p>・燃料費等調整額合計 : <b>378円</b></p>
再生可能エネルギー発電促進賦課金	$4.18\text{円/kWh} \times 330\text{kWh} = 1,379\text{円}^{\text{※3}}$ $1,379\text{円} \div 1.1 = \underline{1,254\text{円}}^{\text{※4}}$ <p>・再生可能エネルギー発電促進賦課金合計 : <b>1,254円</b></p>
消費税相当額	$(1,168\text{円} + 7,293\text{円} + 378\text{円} + 1,254\text{円}) \times 0.1 = \mathbf{1,009\text{円}}^{\text{※3}}$
ご請求金額	<b>11,102円</b>

※1 2026年5月時点の条件で算定したものといたします。

※2 2026年5月時点の条件で算定したものといたします。

※3 小数点切り下げ。

※4 小数点切り上げ。

## dポイント提供条件

- 当社は、お客さまが当社が別に定める「dポイントクラブ会員」の場合、お客さまの契約状況および料金に応じ、以下のポイント提供条件表および当社が別に定める「ドコモでんき dポイント提供条件」に基づき計算されたdポイント（以下「本付与ポイント」といいます。）を、お客さまに進呈します。なお、進呈数を計算する際のポイント進呈対象料金の最小単位は100円とし、100円未満が生じる場合は切り捨てるものといたします。
- 本付与ポイントのポイント数は、当社が本付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日におけるお客さまの回線契約・支払方法の設定状態・ドコモ ガス（当社が取次事業者として販売し、東京瓦斯株式会社、大阪ガス株式会社、東邦ガス株式会社がガス小売事業者として都市ガスを供給する「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS」、「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス」、「ドコモ ガス Supplied by 東邦ガス」のいずれかをいい、以下同じとします。）のご契約状態、および当社がdポイントを付与する日の属する月の初日（以下「会員判定日」といいます。）の午前0：00時点におけるdカードのご契約状態に応じて、約款に定める料金の算定期間における料金のうち燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた額（以下「対象額」といいます。）に対して、下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき計算します。なお、検針期間中に料金プラン等の変更を行った場合、変更前後それぞれの期間で算定された対象額に対し、それぞれの期間に適用される還元率を乗じる方法によりdポイントのポイント数を計算します。
- 本付与ポイントのポイント数を計算するにあたり、1ポイント未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものといたします。なお、対象額を算定する過程で、消費税額および地方消費税相当額を除くにあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものといたします。
- お客さまに対する本付与ポイントの付与は、原則として、料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額または本付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。**
- 次のいずれかに該当した場合、本付与ポイントの進呈は行いません。
  - 会員判定日または本付与ポイントの付与時点で、お客さまがdポイントクラブ会員ではないとき。
  - その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。
- その他、ポイント付与の詳細は、「ドコモでんき dポイント提供条件」によります。

## ■ ドコモでんきGreen（グリーン）

回線契約	dカード契約※1	支払方法	dカード PLATINUM 入会年数※2	dカード PLATINUM 月間ショッピング ご利用額※4	還元率
2019年10月以降の料金プランを特定回線に指定	dカード PLATINUM	dカード	初年度	—	20%
			2年目以降※3	20万円以上	20%
				10万円以上 20万円未満	15%
				10万円未満	10%
	dカード GOLD/ dカード GOLD U	上記以外	—	—	9%
			dカード	—	10%
			上記以外	—	9%
			上記以外	dカード	—
上記以外	—	4%※6			
上記以外	—	dカード	—	2%※5	
		上記以外	—	1%※6	

## ■ ドコモでんきBasic（ベーシック）

回線契約	支払方法	還元率
2019年10月以降の料金プランを特定回線に指定	dカード	2%※5
	上記以外	1%※6
上記以外	dカード	1%※5
	上記以外	0.5%※6

（ドコモ ガスセット特典）

2019年10月以降の料金プランを特定回線に指定している場合であって、かつドコモ ガスを契約（※7）している場合、ドコモでんき Green（グリーン）またはドコモでんき Basic（ベーシック）ご契約による上記ポイント進呈に加え、ドコモ ガスセット特典として2%のポイントを進呈します。（※6）

※1 dカードとの連携によりポイント還元を受けるお客さまは、需給契約が紐づいている回線契約を、dカードのご利用携帯電話番号として登録いただいている必要があります。

※2 審査完了日翌月を1か月目とし、12か月目に請求する料金に係るポイント進呈までを「初年度」、13か月目以降に請求する料金に係るポイント進呈を「2年目以降」とします。なお、dカード PLATINUM家族会員の入会年数は、本会員の入会年数によるものとします。

※3 dカード PLATINUM家族会員の場合、「2年目以降」は「dカード PLATINUM月間ショッピングご利用額」によらず、一律「10万円未満」と同じ還元率となります。

※4 請求月前々月16日から請求月前月15日までのショッピングご利用額（税込）をいいます。ただし、モバイルSuica／モバイルPASMO／モバイルICOCAを除く電子マネーのチャージ代金、金利・手数料、年会費、「THEO+ docomo」におけるdカード積立代金、「マネックス証券」におけるdカード積立代金、募金等が含まれません。なお、ショッピングご利用額確定後にキャンセルされた場合、キャンセル分は後日のショッピングご利用額から減額されます。詳細はdカードサイトをご確認ください。

※5 特定回線の携帯電話番号をdカードのご利用携帯電話番号として登録していない（OCN モバイル ONEをご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるdポイントクラブ会員番号にdカードが紐づいていない）場合、または需給契約に紐づくdポイントクラブ会員番号にdカードが紐づいていない場合は、「支払方法」は「左記以外」となります。

※6 特定回線の携帯電話番号をdカードのご利用携帯電話番号として登録していない（OCN モバイル ONEをご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるdポイントクラブ会員番号にdカードが紐づいていない）場合、または需給契約に紐づくdポイントクラブ会員番号にdカードが紐づいていない場合であって、かつ①特定回線に紐づく当社が別に定めるdアカウント規約に基づき当社が発行したドコモ回線dアカウント（OCN モバイル ONEをご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリーdアカウント）または②需給契約に紐づくキャリアフリーdアカウントにつき、dアカウント規約に定める利用者情報登録を実施していない場合、dポイントの進呈は行いません。

※7 特定回線をドコモ ガスと対なる回線契約に指定している必要があります。

## ドコモでんきご契約に関する重要事項

### 1. 料金プラン

・料金プランは、お客さまのご希望に応じて、「ドコモでんきBasic(ベーシック)」、「ドコモでんきGreen(グリーン)」のいずれかを適用します。「ドコモでんきBasic(ベーシック)」、「ドコモでんきGreen(グリーン)」については、契約電流、契約容量または最大需要容量にもとづいて、Mプラン、Lプランのいずれかを適用いたします。  
・「ドコモでんきGreen(グリーン)」は、ご使用いただく電気(LNG火力等を含む電源から調達した電気)の全量に再生可能エネルギー指定の非化石証書を付すことで、実質再生可能エネルギー100%の電気を提供するプランです。毎年度の電源構成等については、当社ホームページ(<https://denki.docomo.ne.jp/power-proportion/>)をご確認ください。

### 2. 契約電流、契約容量

・Mプラン（中部エリア：従量電灯B相当）

契約電流（アンペア）は、お客さまのお申出に基づき協議によって定めるものとし、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかといたします。なお、お客さま申出の契約電流の値が必要場所で提供できる最大の契約電流の値を超過する場合は、需要場所で提供できる最大の契約電流の値に決定することがあります。

ただし、供給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値が当該協議によって定めた値と異なる場合には、供給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

・Lプラン（中部エリア：従量電灯C相当）

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき約款等に定める算定方法により算定した値またはお客さまのお申出に基づき協議によって定めた値とし、6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満の場合に適用いたします。ただし、供給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値が当該協議によって定めた値と異なる場合には、供給開始時点で需要場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。

### 3. 標準電圧

・100ボルトまたは200ボルトとなります。

### 4. 周波数

・周波数は、一般送配電事業者等の託送供給等約款によるものとし、中部エリアについては、原則として標準周波数60ヘルツといたします。

### 5. 供給エリア

・「ドコモでんきBasic（ベーシック）」、「ドコモでんきGreen（グリーン）」の供給エリアは、次の地域といたします。ただし、電気事業法第2条1項第8号イに定める離島には提供いたしません。

供給エリア	供給区域
中部エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である、愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県

### 6. お申込み方法

・原則、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によりお申込みいただけます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。

料金プラン、契約種別、供給電気方式、需要場所(供給地点特定番号を含む)、契約電流、契約容量、最大需要容量、使用開始予定日、連絡先となる電話番号、料金の支払方法、その他当社が別途指定した事項

・当社は、次の場合その他必要がある場合には、そのお申込みを承諾しないことがあります。

(1) お客さまが、需給契約のお申込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所およびその他お申込みの内容について、虚偽のお申出を行った場合。

(2) お客さまが、他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。

(3) お客さまが当社と契約している回線契約（以下「回線契約」といいます。）およびその他のサービスについて、支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。

(4) お客さまが法人名義で申込みされた場合。

・上記に関わらず、お客さまの需要場所が高圧一括受電に該当する場合、現在のお客さまの需給契約の内容がオール電化プランに該当する場合等は、お申込みをお断りさせていただくことがあります。

・需給契約のお申込みにあたっては、当社が別に定めるdアカウント規約に定めるdアカウントが必要です。

### 7. 供給開始予定日

・小売電気事業者の切替の場合は、「ドコモでんき」の供給開始日は、原則として、お申込み日から10日以降となります。

なお、お申込み状況によっては、供給開始までにお日にちを要する場合があります。具体的な供給開始予定日は、「ドコモでんき 契約申込書」等にてお客さまにお知らせいたします。

・お引越し等により新たに電気の供給を受ける場合は、お申込み時にお申出の希望日または別途当社とお客さまの間で協議した日といたします。

・供給開始予定日の直前にお申込みをキャンセルされる場合、キャンセルのお手続きに必要な時間を十分に確保できず、需給契約の供給が開始してしまう場合がありますので、ご注意ください。

## 8. 契約期間

- ・需給契約は、当社が、お客さまからのお申込みを承諾したときに、お客さまと当社の間で成立します。契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- ・需給契約のお申込みの内容に誤りがある等の原因により、一般送配電事業者等から託送供給契約締結に必要な承諾を得られないことが明らかとなった場合には、需給契約は当初にさかのぼってその効力を失います。

## 9. 料金の算定期間・算定方法

- (1) 料金は、基本料金(または最低料金)、電力量料金および別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれ(電力量料金については燃料費等調整額とそれを除いた額それぞれ)から消費税相当額を除いた金額の合計に対し、消費税相当額を加えた金額といたします。ただし、基本料金は、まったく電気を使用しない場合は半額とし、電力量料金は、別途当社が定めるところによって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。お客さまに適用される基本料金単価(または最低料金単価)および電力量料金単価は、前述の「料金表」をご参照ください。再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定に使用する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価は、毎月当社ホームページでお知らせいたします。
- (2) 料金の算定期間は、「1月」を単位とし、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始した月の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日または計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した月の料金の算定期間は、直前の検針日または計量日から終了日の前日までの期間といたします。なお、契約種別、料金プラン、契約電流ならびに契約容量等を変更した場合の料金の算定期間は、変更前および変更後それぞれで算定するものといたします。

## 10. 工事に関する費用の負担

- ・供給開始に当たって、一般送配電事業者等から、お客さまに電気を供給するために必要な設備を本小売電気事業者の負担で施設することの費用負担を本小売電気事業者が求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- ・その他お客さまの都合に基づく事情により本小売電気事業者が一般送配電事業者等から工事費等費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。詳細は、約款をご覧ください。

## 11. 検針日または計量日

- ・一般送配電事業者等が、託送供給等約款に定める検針日または計量日を言います。

## 12. 使用電力量の計量方法

- ・お客さまが使用する電力量は、原則として、供給地点を管轄する一般送配電事業者等によって設置された計量器により計量された値とし、原則30分毎に計測いたします。

## 13. 日割計算

- ・料金の算定期間中に需給契約の開始や終了、契約プラン、契約種別の変更、契約容量の変更があった場合は、日割計算をいたします。

## 14. 支払方法

- ・回線契約をご契約いただき、特定回線(需給契約について、お客さまが指定する5GまたはXi(当該契約約款に規定するものをいいます。)をいいます。以下同じとします。)を指定しているお客さまは、原則、料金を、当社が別途定める支払期日までに回線契約のご利用料金と併せてお支払いいただきます。この場合、支払方法、支払期日および請求方法等は、回線契約に係る契約約款の定めを準用するものとします。
- ・特定回線を指定していない、または特定回線を指定しており回線契約のご利用料金と併せてのお支払いを希望しないお客さまは、料金を、当社が別途定める支払期日までに①口座振替、②クレジットカード払いまたは③当社所定の払込票(請求書)によりお支払いいただきます。
- ・上記①または②において口座振込案内書またはクレジットカード利用案内書の発行を希望する場合および上記③の場合は、当社所定の各種手数料をお支払いいただきます。
- ・料金のご請求は、検針日または計量日が属する月の翌々月(以下「請求月」といいます。)となります。検針等のスケジュールその他の都合により、ご請求が翌々月以降になる場合があります。
- ・特定回線を指定していない、または特定回線を指定しており回線契約のご利用料金と併せてのお支払いを希望しないお客さまが、料金を口座振替または払込票(請求書)によりお支払いいただく場合で、お客さまに奇数月にご請求する料金が、当社が別に定める額に満たない場合は、当該奇数月にご請求する料金と、その翌月にご請求する料金を合算して、当該翌月に請求する場合があります。なお、毎月の請求を希望される場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。
- ・工事費が発生した場合は、本小売電気事業者または一般送配電事業者等が指定する方法によりお支払いいただきます。

## 15. 立ち入り業務へのお客さまのご協力

- ・当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得たうえでお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (1) 一般送配電事業者等の供給設備等の設計、施工、改修または検査およびお客さまの電気工作物の検査等
- (2) 計量器の検針または計量値の確認・需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (3) 保安の維持、不正な電気の使用の防止等に必要、一般送配電事業者等ならびにお客さま電気設備の確認、検査等

## 16. 保安等に関するお客さまのご協力

- ・お客さまは以下の場合に、一般送配電事業者等にすみやかにその旨を通知していただきます。
- (1) お客さまが、お客さまの土地、建物に設置された一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障がある、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

## 17. 電気の供給の中止または使用の制限もしくは中止

- ・以下の場合には、供給時間中に、一般送配電事業者等により電気の供給を中止される、または一般送配電事業者等もしくは当社の要請に基づきお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (1) 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合
- (2) 本小売電気事業者または一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- (3) 本小売電気事業者または一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (4) 非常変災の場合
- (5) その他保安上必要がある場合
- (6) その他託送供給等約款に定めのある場合

## 18. 書面の交付等

- ・約款は、当社ホームページに掲載(<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>)しております。また、お客さまと当社との間で契約が成立した場合、電気事業法第2条の14に基づく需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法(電子メールの送信、ウェブサイトへの掲載、CD-ROM等の記録媒体による方法を含みます。以下同じとします。)によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点につきあらかじめ承諾していただきます。

## 19. お客さまからの需給契約の変更

・お客さまが契約容量等の増加もしくは減少を希望する場合かつ工事が発生する場合、需給契約の変更日は工事完了後の供給開始日となります。また、工事後の契約容量等は一般送配電事業者等から提供される情報によって、設備上の最大値を設定します。(契約容量の変化に伴い、契約種別を変更することがあります。)

・お客さまが希望する料金プラン、契約種別または契約容量等の変更を行う場合、同一の検針期間において合計で一度しかお受けしておりません。複数回変更を希望されても、原則として当社はその申込みをお断りします。

## 20. お客さまからの需給契約の解約

・お客さまがお引越等によって需給契約を廃止される場合、事前に電気の使用停止日を定め、当社にご連絡をいただくことで、需給契約を廃止することができます。その場合のご連絡は、お近くのドコモショップおよびドコモでんき/ガスセンター(0120-048-360)にて承ります。他の小売電気事業者への切替による需給契約廃止の場合は、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

## 21. 需給契約の変更、終了に伴うお客さまの負担

・お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合で、託送供給等約款に定めるところにより、本小売電気事業者が、電気料金または工事費の精算に係る請求を一般送配電事業者等から受けた場合には、当社は、当該精算に相当する金額をお客さまから申し受けます。詳細は、当社ホームページ(<https://denki.docomo.ne.jp/term/s/>)より、約款をご参照ください。

## 22. 当社からの需給契約の変更および解除

・以下のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解除する場合があります。なお、この場合には、当社が送付する契約解除予告書により、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに通知いたします。

(1) お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合。

(2) お客さまが他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。

※なお、支払期日を経過した場合に、契約解除予告書に記載した指定期日までに当社サービス(「ドコモでんき」および回線契約その他のサービス)のご利用料金をお支払いいただけない場合は、指定期日から解約予定日の間にお支払いをいただいたとしても需給契約は解除されるため、あらかじめご了承ください。

(3) お客さまが当社と契約している回線契約およびその他のサービスについて、支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。

(4) その他約款によってお客さまが負う義務を履行されない場合。

※上記の場合、当社から本小売電気事業者、一般送配電事業者等にお客さまの氏名、住所、連絡先等の情報を提供する場合があります。

・お客さまが、需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかだと当社または一般送配電事業者等が判断した場合には、当社または一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

・需給契約の解約・消滅に伴って、無契約状態となった場合は、一般送配電事業者等により電気の供給が停止される場合があります。

## 23. 当社と本小売電気事業者との取次契約終了に伴う契約の変更等

・当社と本小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、需給契約を終了させていただくか、または、お客さまの需給契約の相手方が当社から本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する第三者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに、当社が適切と判断した方法により通知するものとし、お客さまには需給契約の終了または需給契約の相手方の変更に必要な協力をいただくことといたします。需給契約の相手方に変更が生じた場合は、遅滞なく本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する第三者はその旨をお客さまに当社が適切と判断する方法により通知するものとし、原則として変更後の供給条件は変更前の供給条件と同等といたします。

## 24. 適正契約の保持

・本小売電気事業者が、一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

## 25. 他の小売電気事業者から当社への切替

・小売電気事業者の切替により、「ドコモでんき」をご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。現在の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

・現在お客さまがご契約の需給契約の内容(オール電化プラン等)によっては、「ドコモでんき」に切り替えることによって、月々の料金が高くなる可能性がありますので、ご注意ください。

## 26. 需給契約の変更

・需給契約変更の効力発生

当社は約款を変更する場合があります。この場合、あらかじめ、約款を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他供給条件は、変更後の約款によります。

・需給契約変更の際の説明義務・書面交付義務について

約款の変更にともない需給契約を変更する場合など、需給契約を変更する場合において、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

(1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行います。この場合、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

(2) 契約変更後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3) 上記に関わらず、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他、供給条件の実質的な変更をとまなわない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 27. スマートメーターへの交換等

・お客さまの供給地点に設置されている計量器がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。当該取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者等または一般送配電事業者等が委託する工事店にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者等または施工会社よりご連絡をさせていただきます。なお、取替工事に際してドコモでんきへの切替のためであることはお知らせしますのでご了承ください。

・当該取替工事の際、原則、お客さまのお立ち会いは必要ありません。

## 28. 個人情報の取り扱い

・個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるNTTドコモプライバシーポリシー(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy>)および「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」、ならびに本小売電気事業者が別に定めるNTTアノードエナジープライバシーポリシー(<https://www.ntt-ae.co.jp/privacy/>)によります。

## 29. ドコモでんきサイトについて

- ・ご利用いただくには、当社が別に定めるdアカウント規約に基づき発行されたdアカウントが必要となります。
  - ・使用電力量の推移・料金予測等のご利用状況を、年別（5年分）/月別（12か月分）/日別（31日分）でご確認いただけます。
  - ・ご利用料金は、過去4か月分をご確認いただけます。また、Mydocomoアプリをご利用いただくことで最大12か月分※のご利用料金をご確認いただけます。
- ※Mydocomoアプリのご利用が12か月以内の場合や、再インストールした場合、長期間データ更新されていない場合などは、過去のご利用料金が表示されない場合があります。
- ・ドコモでんきサイトで表示された料金はスマートメーターの速報使用電力量データに基づき算定していますので、設置前のデータや、速報データの欠損等の原因により、実際の料金と異なる場合があります。参考情報としてご活用ください。
  - ・電気の供給開始日の翌日以降から使用電力量の確認が可能になります。また、一般送配電事業者等の作業等の影響により、電気の供給開始日からご確認をいただけるようになるまでに数日を要する場合があります。
  - ・スマートメーターが設置されていない場合やスマートメーターの通信環境により、ご利用状況目安をご確認いただけない場合があります。
  - ・「ドコモでんき」を解約した場合も、最大4か月間のご利用料金はドコモでんきサイトでご確認いただけます。

## 30. その他

- ・支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合、支払期日の翌日から支払いの前日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。
- ・当社は、お客さまが電気を不正に使用し料金の支払いを免れたとして、本小売電気事業者が一般送配電事業者等から託送供給等約款に基づき違約金の支払いを求められた場合、当社は、本小売電気事業者が求められた違約金相当額を違約金として、お客さまに請求することがあります。
- ・お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者等の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- ・当社および本小売電気事業者に故意または過失がある場合を除き、当社および本小売電気事業者は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ・この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、当社ホームページ(<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>)より約款等をご覧ください。

## <パーソナルデータの取扱いに関する同意事項>

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）は、「ドコモでんき」の提供にあたり取得する情報を、「ドコモでんき」のサービスの提供、ドコモおよび提携先の商品・サービスのご案内・ご提案ならびにマーケティング活動等の利用目的の他ドコモがパーソナルデータの取扱いに関する方針として別途定める「NTTドコモ プライバシーポリシー」（<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>）に従って取り扱います。

NTTアノードエナジー株式会社（「ドコモでんき」における小売電気事業者をいいます。以下「アノードエナジー」といいます。）は、ドコモが委託を受けた取次業務の中で取得したお客さまの情報を含め、小売電気事業の運営にあたり取得したお客さまの情報を、個人情報の取扱いに関する方針として別途定める「NTTアノードエナジー プライバシーポリシー」（<https://www.ntt-ae.co.jp/privacy/>）に従って取り扱います。

### ●NTTアノードエナジー株式会社によるドコモへの第三者提供

アノードエナジーは、「ドコモでんき」の提供にあたって取得した以下の【提供情報】を、【提供先】に提供することがあります。

【提供情報】使用電力量、ご利用料金、託送供給等契約を締結する一般送配電事業者等の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引入柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、計量日、契約状態、廃止措置方法等

【提供先】株式会社NTTドコモ

【提供先における利用目的】「NTTドコモ プライバシーポリシー」に記載する目的で利用いたします。例として以下の目的が含まれます。

- ・「ドコモでんき」の提供のため
- ・マーケティング活動
- ・当社および提携先の商品・サービスのご案内・ご提案

### ●NTTアノードエナジー株式会社への第三者提供

ドコモは、以下の【提供情報】を【提供先】に提供することがあります。

【提供情報】・dポイントカード番号・性別・年齢・家族構成等、ドコモが取得した情報

【提供先】NTTアノードエナジー

【提供先における利用目的】

- ・「ドコモでんき」の提供のため
- ・NTTアノードエナジーの商品やサービスの販売・利用状況の調査および分析、
- ・NTTアノードエナジーの商品やサービスの運用・向上、新商品や新サービスの企画、アンケート調査その他マーケティング分析のため

### ●クレジットカード決済に伴う第三者提供（d払い以外）

ドコモは、利用規約等でクレジットカード払いに関する第三者提供に同意いただいた場合やその他ご利用いただくサービス等のお支払い方法をクレジットカード払いにされた場合には、クレジットカード決済のためにクレジットカード会社等へ第三者提供を行います。その内容は以下のとおりです。

【提供情報】お客さまのクレジットカード決済に必要な範囲の個人情報

【提供先】クレジットカード会社および決済代行会社

【提供先における利用目的】クレジットカード決済のため

また、クレジットカード会社は、ご利用料金の支払いに利用されたクレジットカードの会員番号、有効期限の変更や更新に関する情報、決済情報（決済日時、加盟店名、決済金額）を、ドコモに提供することがあります。

### ●債権譲渡に伴う情報の第三者提供

ドコモは、サービスのご利用料金にかかる債権の譲渡に付随して、以下に記載の【提供情報】を【提供先】に提供することがあります。

【提供情報】ご利用料金の請求および回収のために必要な情報例として以下の情報が含まれます。

- ・氏名・住所・電話番号（契約者識別番号）・生年月日・性別等のお客さま情報、お客さまのサービスのご利用情報
- ・金融機関の口座番号・クレジットカードのカード番号等

【提供先】ドコモが定める請求事業者（債権の譲渡先）

【提供先における利用目的】お客さまのご利用料金の請求および回収のため

また、請求事業者は、ドコモが当該請求事業者に譲渡した債権に関する情報（当該請求事業者への支払状況に関するものであって、ドコモが別に定めるものに限り）を、ドコモに提供することがあります。